

総務・財政部会 資料

目次

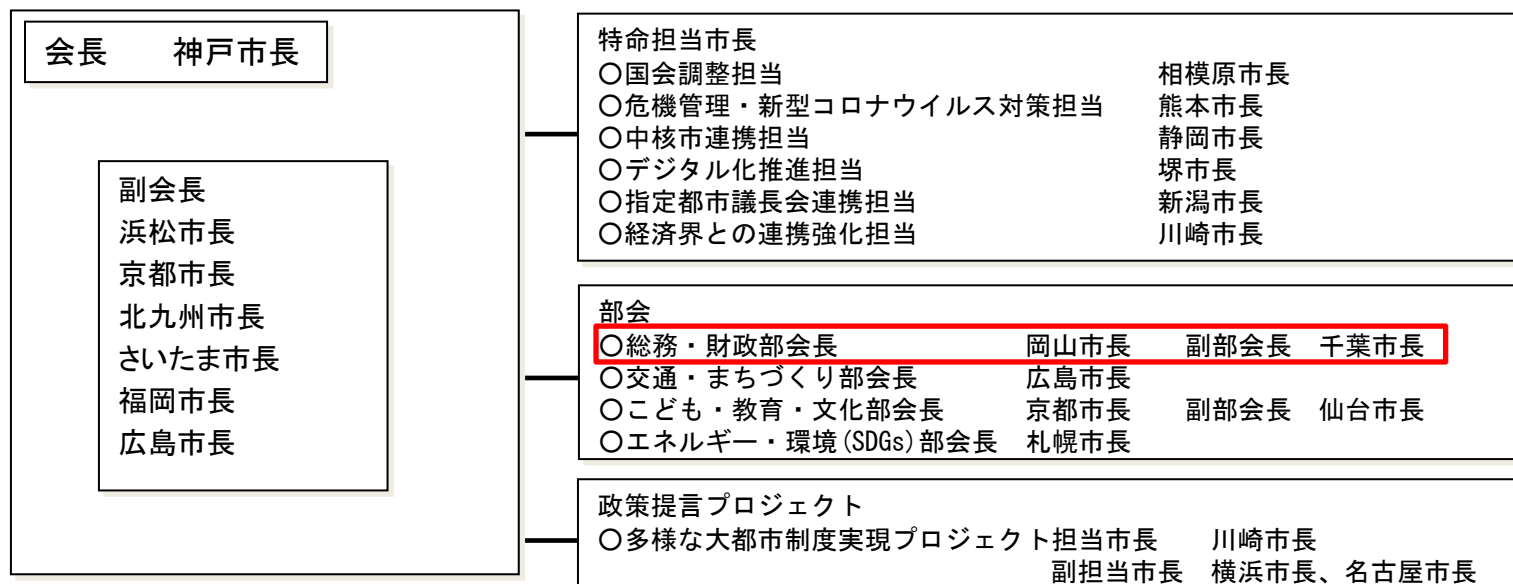
●総務・財政部会の所管事項	・・・ 1
●今後の進め方のイメージ	・・・ 2
●検討テーマに関する基礎資料	
1 大都市制度	・・・ 4
2 税財政	・・・12
3 デジタル	・・・13
●検討テーマ（案）一覧	・・・15

総務・財政部会の所管事項

総務省、財務省、内閣府及び厚生労働省（新型コロナウイルス感染症対策、こども施策を除く。）の所管に属する事項並びに他の部会の所管に属しない事項

※ただし、特命担当市長の具体的活動に関する部分を除く。

【参考】令和4年度 指定都市市長会体制



今後の進め方のイメージ

【令和4年度】

5月

第1回部会

7月

第2回部会

11月

第3回部会

★
地方財政計画
★
税制改正

【令和5年度】

春

第4回部会

夏

第5回部会

秋冬

第6回部会

★
地方制度
調査会答申？
★
地方財政計画
★
税制改正

- ・ 検討テーマ設定
- ・ 今後の進め方の確認

中長期テーマの検討

短期テーマの検討

- ・ 時宜に応じたテーマ

短期テーマの検討

- ・ 時宜に応じたテーマ

短期テーマの検討

- ・ 時宜に応じたテーマ

短期テーマの検討

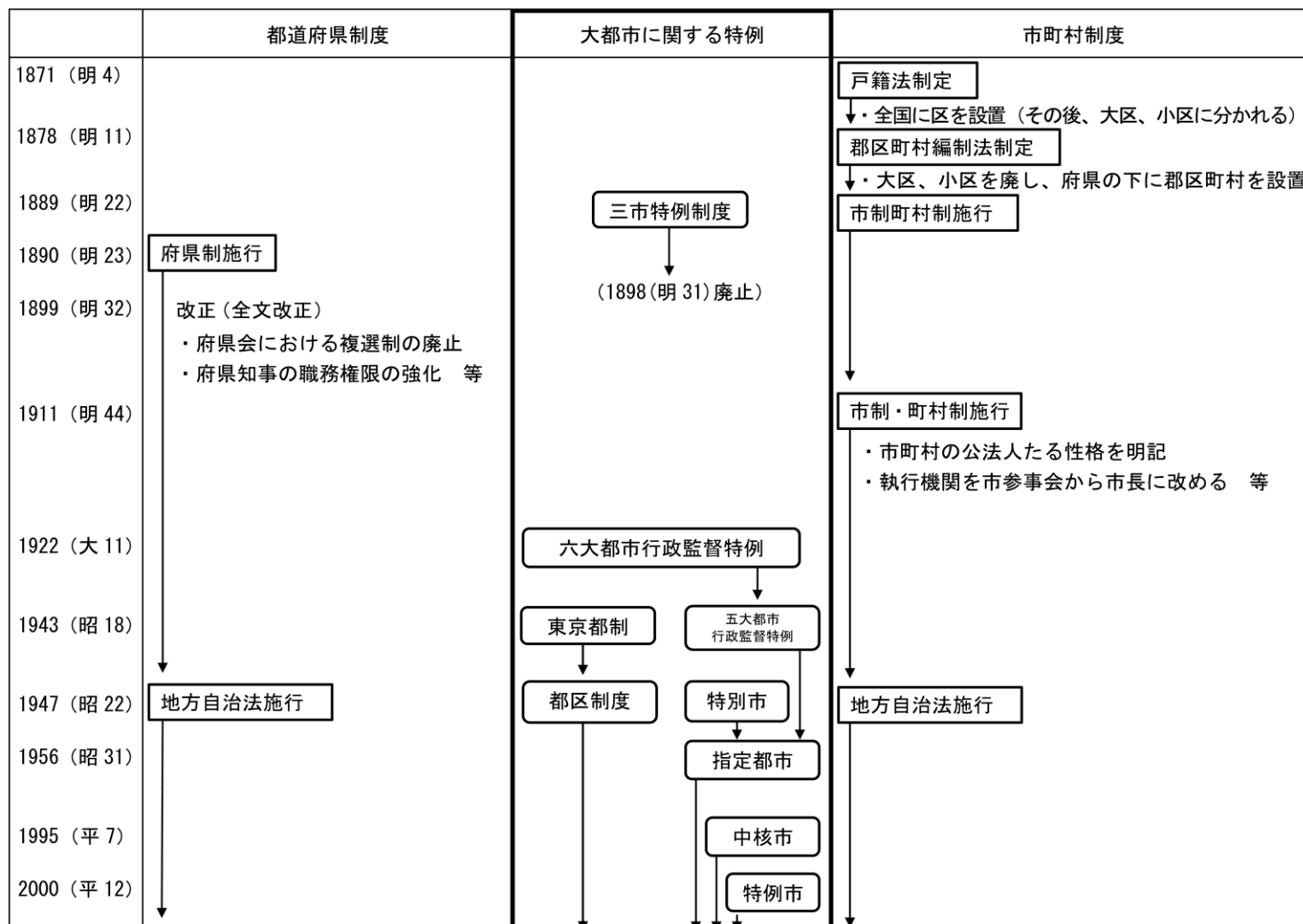
- ・ 時宜に応じたテーマ

適宜、国への要請活動等の実施

検討テーマに関する基礎資料

1 - 0. 大都市制度（総論）

大都市に関する制度の沿革



1－0．大都市制度（総論）

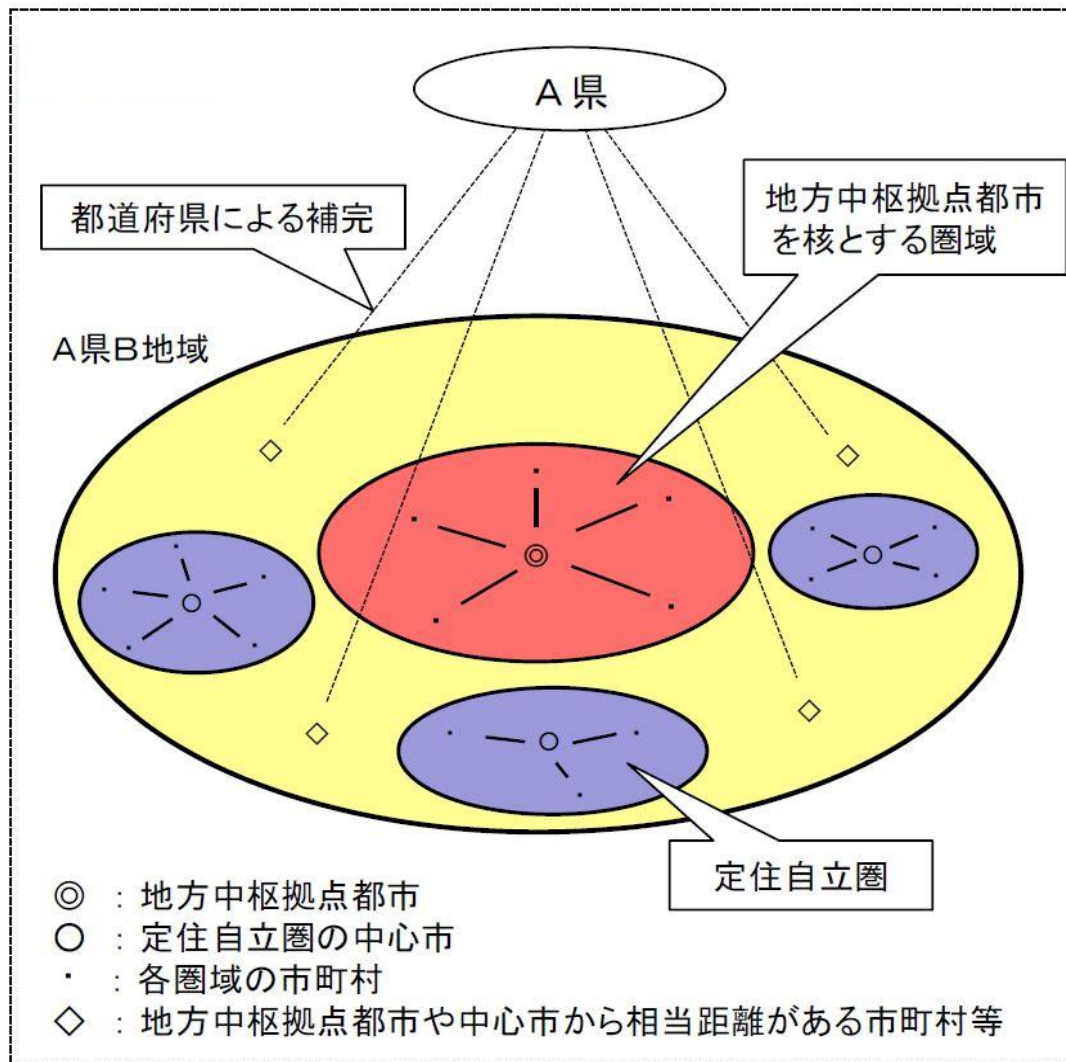
都道府県・市町村数の変遷

	都	道府県	市	町	村	市町村計
1888(明21)		47	—	(71,314)		71,314
1889(明22)		—	39	(15,820)		15,859
1943(昭18)	1	46				
1945(昭20)	—	—	205	1,797	8,518	10,520
1953(昭28)			286	1,966	7,616	9,868
1961(昭36)			556	1,935	981	3,472
1999(平11)			670	1,994	568	3,232
2010(平22)			786	757	184	1,727
2022(令4)			792	743	183	1,718

第30次地方制度調査会第3回総会「第30次地方制度調査会諮問事項関連資料」を加工

1-0. 大都市制度（総論）

【参考】市町村の広域連携と都道府県による補完（H25地制調関連資料）



1 - 1. 大都市制度（権限移譲等のあり方）

新型コロナ対応に関する個別具体の支障事例の中から、道府県から指定都市への権限移譲を含む役割分担のあり方として一般化できることがあるのではないか。

例えば、本年3月に指定都市市長会が取りまとめた「新型コロナウイルス対応に係る支障事例」について、一部は以下のように類型化することもできる。

1. きめ細やかで迅速な対応にならなかったもの

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、**交付先は都道府県であり、市町村には直接交付されないことから**、速やかかつ地域の実情に即した支援に支障を来した。

宿泊療養施設や入院待機ステーションの早期の設置について、**国から直接の財源措置がないため県に求めているが、それらの設置が遅れ**、感染者のピークを過ぎた後の開設となった。

2. 市民や事業者に混乱が生じたもの

県は、市が既に実施していた飲食店の第三者認証制度を遅れて導入したが、市とは異なる補助率での実施を**事前調整がないまま発表したため**、本市制度を活用していた市内事業者が補助対象外となるなど不利益を被りかねない状況になった。

県は特措法に基づいて飲食店等に対する休業要請や時短要請を行う一方、当該要請に対する問い合わせや意見・要望は市民にとって身近な市役所に寄せられることも多いが、**市は必ずしも事前に相談を受けているわけではないため**、迅速かつ適切な対応につながらず、市民・事業者に混乱が生じた。

3. 政策バイアスで住民に不公平が生じたもの ※ここでの政策バイアスとは、道府県内全体を均てん化するために小規模市町村に注力して政策を行うことを指す。

医療機関が充実しており、市民以外への接種（住所地外接種）数と市域外で市民が接種した数の差があるにも関わらず、**対象人口に比べても過少な数の配分しか行われず、必要なワクチンの確保が困難な局面があった。**

県がタクシー事業者に支援金を給付することにしたが、指定都市の区域に所在する事業者は対象外としたため、県内の事業者間で大きな不公平が生じるようになった。（その後、県に対して申入れを行ったことにより、指定都市の区域も対象に含まれることになった。）

➡ 上記のような整理は今後の国に対する提言等に活用できる可能性

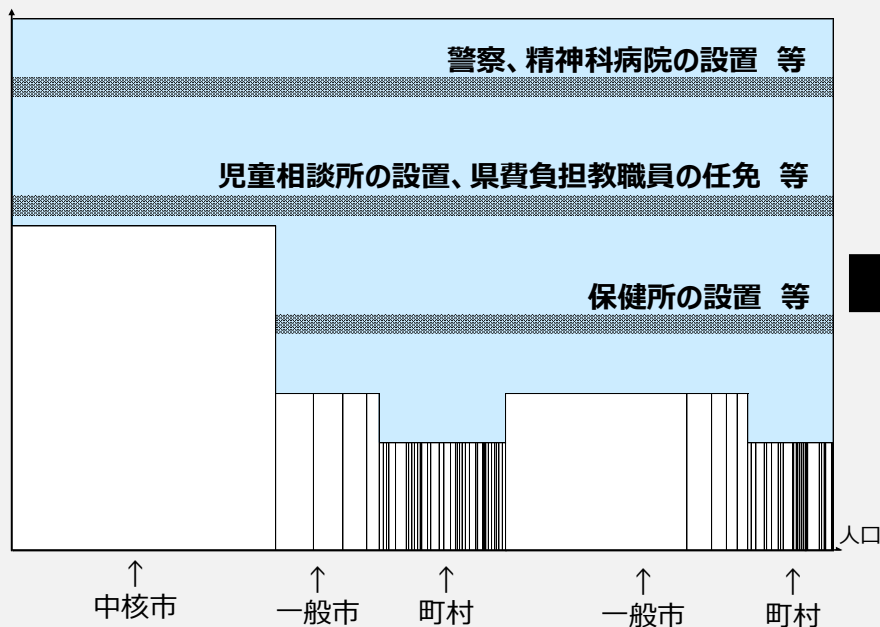
1 - 1 . 大都市制度（権限移譲等のあり方）

基礎自治体優先の原則に沿った地方分権の流れの中で、道府県と市町村の役割分担は大きく変化しており、地域における行政サービスの提供体制を全体最適な形に再構築すべきではないか。

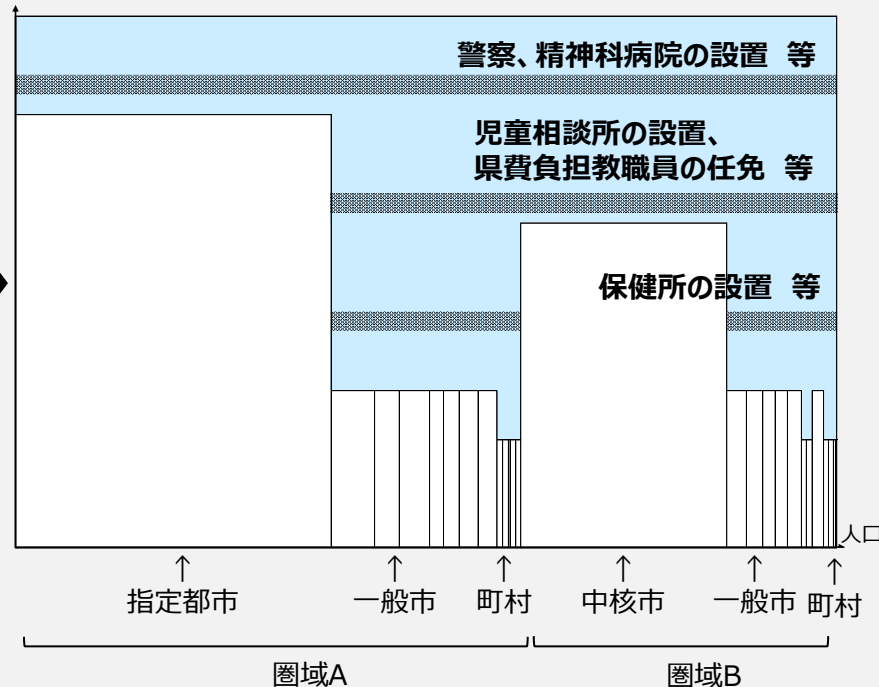
道府県と市町村の役割分担のイメージ

□ は道府県の役割

事務量 平成の大合併の前



事務量 平成の大合併の後



1－2．大都市制度（広域連携との関係）

多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告で示された「市町村連携による道府県事務の移譲」等について、その具体的なイメージを整理できないか。

指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告」（R3.11）からの抜粋
※赤字囲みは追記したもの

○特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響

出典：第30次地方制度調査会答申より抜粋



基本的な方向性

○特別自治市移行に伴い、広域自治体において財源不足が生じる場合、必要な財政需要については、一義的には地方交付税により措置される。

○特別自治市は、圏域において連携の中心的な役割を果たし、地域の実情に応じて、広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施する。

- ・広域連携の手法は、地域の実情に応じ対応することとする。
（連携中枢都市圏制度の活用や **市町村連携による道府県事務の移譲** など）
- ・その他、広域に対しサービスが提供される経費等については、特別自治市が応分の負担をすることも考えられる。

1－3．大都市制度（都市内分権のあり方）

区長への事務委任を含む都市内分権のあり方は各市の実情に応じて様々であるが、特別自治市制度に関する議論も踏まえつつ、何か一般化できることがないか。

多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告より「特別自治市の法的位置づけの整理」

項目	考え方
性格	特別地方公共団体
区域	都道府県の区域外とする（一層制自治体）
事務	基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。 圏域において地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う。
税財源の調整	区域内における地方税は特別自治市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要）
区	行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする。 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める。

1-3. 大都市制度（都市内分権のあり方）

総務省「令和3年度指定都市制度の見直しに伴う区の状況等の調査結果」を加工

指定都市の区の組織等の状況

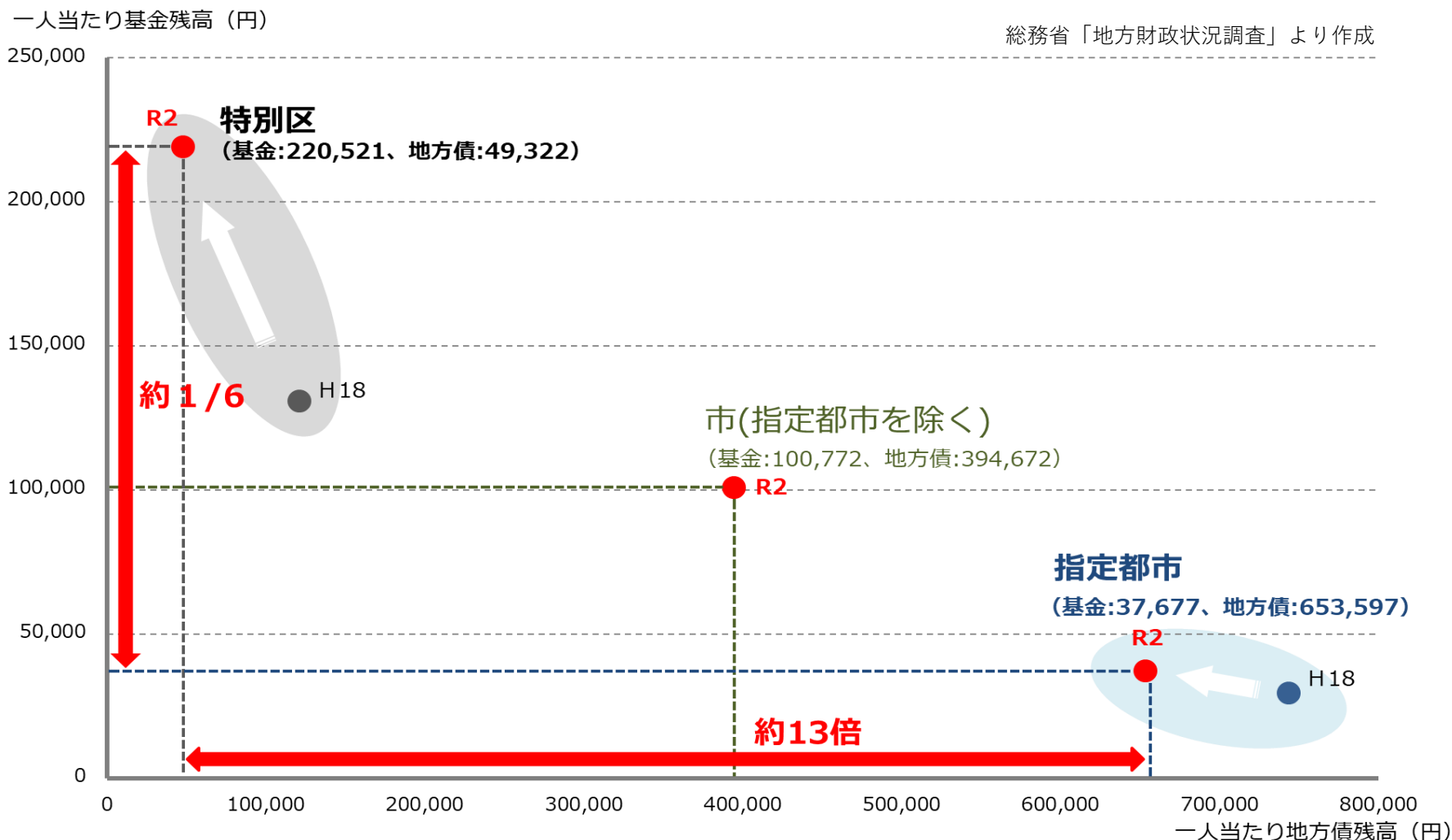
			千	葉	市	横	浜	市	川	崎	市	岡	山	市			
指定都市移行年月日			平成4年4月1日			昭和31年9月1日			昭和47年4月1日			平成21年4月1日					
区 の 組 織 の 状 況	標準的な区役所の組織	市 民 分 野	地域振興課 市民総合窓口課			総務部 6課			まちづくり推進部 4課 区民サービス部 2課			総務・地域振興課 市民保険年金課					
		保 健 福 祉 分 野	保健福祉センター 4～5課			福祉保健センター 6課			地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 6課								
		土 木 ・ 建 築 分 野				土木事務所			道路公園センター 2課			地域整備課					
		産 業 分 野										農林水産振興課					
	※区役所組織への編入状況	福 祉 所	○ （移行時～）			○ （昭和52年～）			○ （平成7年～）			×			（保健福祉局）		
		保 健 所	△ （一部機能を全区へ移管）			○ （平成6年編入。平成19年～支所化）			○ （平成9年編入。平成28年～支所化）			×			（保健福祉局）		
		保 健 セ ン タ ー	○ （平成9年～）			—			—			×			（保健福祉局）		
		土 木 所	△ （一部機能を全区へ移管）			○ （平成17年～）			○ （平成15年～）			○			（移行時～）		
		建 築 課	×			×			×			×			（都市整備局）		
		農 政 所	×			×			×			○			（移行時～）		
		（経済農政局）			（環境創造局）			（経済労働局）									
区 の 予 算 の 状 況	予 算 要 求 先		【区自主企画事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局			【区執行事業】 市民担当部局 【局執行事業】 事業担当部局			【管理予算、区独自事業】 財政担当部局 【局執行事業】 事業担当部局			財政担当部局					
	区における自主事業の予算	事 業 名	区自主企画事業			個性ある区づくり推進費（自主企画事業費）			地域課題対応事業			各区まちづくり推進事業					
		令 和 3 年 度 予 算 額	60百万円 （1区平均10百万円）			1,845百万円 （1区平均103百万円）			416百万円 （1区平均59百万円）			102百万円 （1区平均26百万円）					
		配 分 方 法 等	各区が直接財政担当部局へ予算要求			基礎額として18区一律に配分する他、人口などの地域特性等に応じて配分			各区一律5百万円 ＋ 各区が直接財政担当部局へ予算要求			各区が直接財政担当部局へ予算要求					

※特に指定のない限り、令和3年4月1日現在。

※ このことは広域連携（圏域行政）などにも通じるが、各行政区に共通する機能はなるべく集約化し、各行政区はその他の部分で個性豊かな行政サービスを展開するという考え方もあるのではないかと。

2. 税財政（指定都市の税財政上の課題）

一人当たり基金残高などの面から見た場合、指定都市は特別区と比べて財政状況に大きな差異があるほか、一般市等と比べても財政状況に大きな差異があると捉えることもできるのではないかな。



※ 将来負担比率(R2)についても、市の24.0%に対して、指定都市は86.0%で将来財政を圧迫する可能性が高くなっている。

3. デジタル（デジタル化が地方自治に与える影響）

新型コロナに伴って、デジタル化に向けた様々な課題が浮き彫りになったが、地方自治制度のうちデジタル化に伴って見直すべき点なども整理できないか。

第33次地方制度調査会第2回専門小委員会「デジタル庁提出資料 デジタル社会の実現に向けて」（抜粋）

経済・生活

【影響】

- ・ サプライチェーンの一部断絶、物資不足
- ・ 工場、飲食店等の休業、イベント自粛



➡ オンライン手続の不具合、
国と地方のシステムの不整合 等

行政

【影響】

- ・ 感染症対応で初の緊急事態宣言の発動
- ・ 給付金や助成金等支援策に係る申請が膨大



➡ オンライン手続の不具合、
国と地方のシステムの不整合 等

働き方

【影響】

- ・ テレワーク増加、Web会議増加
- ・ テレワークが難しい業務の顕在化



➡ 押印手続等、テレワークの阻害要因の顕在化 等

医療

【影響】

- ・ 現場負荷増、現場要員不足、医療資材不足
- ・ 医療機関のクラスター化懸念
- ・ オンライン診療の時限的な拡大



➡ 陽性者報告のFAXでの申請などデジタル化の遅れ 等

教育

【影響】

- ・ 全国的な学校の臨時休業
- ・ 臨時休業等に伴い登校できない児童生徒の学習指導の必要性



➡ オンライン教育に必要な基盤、ノウハウの不足 等

防災

【影響】

- ・ コロナ感染拡大時における災害対応の可能性
- ・ 自治体等現場の負担増加



➡ マイナンバーカードによる罹災証明発行、
AI活用等による被災者・現場負担軽減の必要性 等

※ デジタル化に伴う地方自治のあり方については第33次地方制度調査会で議論されることになるが、身近なところでは、デジタル化関連の自治体業務を誰が担うべきなのかを考える中で、入札・契約制度や任用制度、監査制度等における課題の存否を議論する余地もあるのではないかと。 13

3. デジタル（デジタル化が地方自治に与える影響）

令和4年度 国の施策及び予算に関する提案（R3.7指定都市）（抜粋）

※青字箇所は現状を追記したもの

提案事項10

システム標準化及びガバメントクラウド構築に対する指定都市への意見聴取等

(1)意見聴取団体として指定都市市長会を対象に加えること。

⇒ 指定都市市長会が正式な意見聴取団体とはなっていないが、デジタル庁による各指定都市への個別の意見聴取は行われている。

(2)地方自治体の実情に応じて十分な財政措置を講ずること。

⇒ 標準仕様が未だ明確ではないため、財政措置の多寡を判断できる状況にない。

(3)早期の情報提供とスケジュールどおりの標準仕様作成等を行うこと。

⇒ 標準仕様の中には、公表されている情報が粗いものも存在するため、フィット&ギャップ分析を十分に行うことができない。
(このことは(2)にも影響する。)

※フィット&ギャップ分析とは、導入するシステムと業務プロセスの差分を検証する作業を指す。

(4)移行スケジュールについて柔軟な対応を行うこと。

⇒ 令和7年度末が標準システムへの移行期限とされているものの、それまでの移行は困難と見込む指定都市も存在する。

(5)高い信頼性を有するガバメントクラウド等を構築するとともに、そこで動作する標準準拠システムへの円滑な移行手法等を確立すること。

⇒ デジタル庁のガバメントクラウド先行事業の中で検証が行われている。

検討テーマ（案）一覧

分野	検討テーマ	内容
大都市制度	大都市制度のあり方（総論）	大都市制度の変遷や市町村合併などを振り返りつつ、地方自治の流れの中での大都市制度のあり方を改めて俯瞰的に議論できないか。（必ずしも結論を出すことを前提としない。）
	権限移譲等のあり方 ※政策提言プロジェクトとの調整が必要	新型コロナ対応に関する個別具体の支障事例等の中から、道府県から指定都市への権限移譲を含む役割分担のあり方として一般化できないか。
	広域連携との関係	多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告（R3.11）で示された「市町村連携による道府県事務の移譲」の具体的なイメージを整理し、圏域法制化の議論にもつなげることができないか。
	都市内分権のあり方	区長への事務委任を含む都市内分権のあり方は各市の実情に応じて様々であるが、特別自治市制度に関する議論も踏まえつつ、何か一般化できないか。
税財政	指定都市の税財政上の課題	指定都市の税財政上の課題を改めて整理するとともに、税制改正に向けた個別の論点なども議論できないか。
デジタル	デジタル化が地方自治に与える影響 ※政策提言プロジェクト及びデジタル化推進担当との調整が必要	システム標準化・共通化のスケジュールを含めたデジタル化に関する課題を議論する中で、地方自治制度のうちデジタル化に伴って見直すべき点なども整理できないか。